○厚生労働省告示第五百四号

特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一の二の3中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第二の二中「3まで」を「4まで」に改め、同二の1中「第二の一の3」を「第二の一の3の(1)から(7)までの規定」に改め、「平成二十四年厚生労働省告示第百九十号」の下に「。以下「特例フィリピン人看護師候補者指針」という。」を加え、「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」と、「受入れ機関」とあるのは「特例受入れ機関」を「特例フィリピン人看護師候補者指針」に改め、同二の3を次のように改める。

3　過去三年間に、第五の一の2若しくは特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2又は協定指針第四の二の4若しくは経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4の規定による報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

第二の二の3の次に次のように加える。

4　過去三年間に、第五の一の3若しくは特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3又は協定指針第四の二の5若しくはインドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5の規定による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第二の四（標題を含む。）中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第五の一中「の1から4まで」を削り、同一の1及び2を次のように改める。

1　特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、2の規定による報告及び3の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

2　特例受入れ機関からの報告の受理

(1)　在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の三の看護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(2)　定期報告

イ　特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、平成二十五年一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている各特例フィリピン人看護師候補者の研修の実施状況について、平成二十四年十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

(3)　随時報告

イ　特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例フィリピン人看護師候補者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者が特定活動の在留資格（特例フィリピン人看護師候補者又はフィリピン人看護師若しくはフィリピン人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ　特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ニ　特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者の平成二十四年度看護師試験の合否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ホ　特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

(4)　受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例フィリピン人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5)　受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

第五の一の4中「特例受入れ機関から」を「受入れ調整機関は、特例受入れ機関から」に改め、「、在留管理」を削り、同一中4を5とし、同一の3中「特例フィリピン人看護師候補者から、」に、「当該特例受入れ機関に照会を行い、必要に応じて助言等を行うものとする。また、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡の上、問題の解決を図るものとする」を「適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う」に改め、同一中3を4とし、2の次に次のように加える。

3　特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じて特例フィリピン人看護師候補者の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。

第五の一の5の次に次のように加える。

6　特例受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

7　関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

第六中「第二の二の3の」を「第五の一の2の規定による」に改める。

○厚生労働省告示第五百五号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める期間（平成二年労働省告示第八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

題名を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める期間

本文中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十六条第二項」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十六条第二項」に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法